

第6回定時株主総会資料

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

● 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

● 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

● 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

（2024年6月1日から2025年5月31日まで）

P o s t P r i m e 株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制
 - (i) 取締役（当社及び子会社の取締役をいう。以下同じ）は、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、当社グループの役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - (ii) 取締役は「業務分掌規程」「職務権限規程」に従い、当社グループにおいて担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」等を定め遵守する。
 - (iii) 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - (iv) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - (v) 当社グループにおいて法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - (ii) 「個人情報保護管理規程」等の社内規則に基づき、当社グループにおける個人情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) リスク管理の基礎として定める「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおけるリスクを横断的に管理する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - (ii) 取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - (iii) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、当社グループにおけるリスク管理の実施状況について監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
 - (ii) 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
 - (iii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - (ii) 「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を職務遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - (iii) 「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - (iv) 内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - (v) 監査役及び監査役会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- ⑥ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務執行状況を管理・監督する。
 - (ii) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。
 - (iii) 内部監査責任者は「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施し、業務の適正を

検証する。

(iv) 監査役は「監査役監査基準」に基づき、子会社の取締役及び使用人等から子会社の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。

(ii) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(iii) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 取締役及び使用人は、当社グループにおける法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

(ii) 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役は、取締役会その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

(ii) 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。

(iii) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

(iv) 監査役は、会計監査人から必要に応じて会計監査の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

(v) 監査役会及び監査役は、会計監査人及び内部監査担当者との三者で定期的及び必要に応じて意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携を図り、実効性及び効率性を確保する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- (i) 監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (i) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (ii) 取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定める。代表取締役は、「内部統制基本方針書」、「内部統制基本計画書」を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う。
- (iii) 当社グループの各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- (iv) 当社グループは、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた方針及び体制
- (i) 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固として拒否することを基本方針とする。
- (ii) 健全な業務遂行の確保並びに反社会的勢力の排除及び被害の防止を図ることを目的として、「反社会的勢力等排除及び対策規程」を整備する。
- (iii) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会は社外取締役2名を含む取締役5名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況の報告及び監督を行っております。また、迅速な意思決定が必要な案件が発生した場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況を監査しております。

当事業年度におきましては、取締役会を21回開催しております。

- ② 監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されております。監査役会を毎月1回定期的に開催しており、重要な事項等が発生した場合は必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、取締役の意思決定の適法性について意見交換されるほか、監査方針・監査計画等取締役の業務執行の監督及び監査に関する事項の協議・決定を行っております。

監査役は、取締役会への出席、代表取締役との会合、常勤監査役による経営会議その他重要会議への出席、取締役との会合、内部監査への同席等を通じて、取締役との意思疎通を図るとともに、取締役の業務執行全般にわたって監査を実施しております。

当事業年度におきましては、監査役会を17回開催しております。

- ③ 内部監査担当者は、内部監査計画に従い、当社グループ全部門に対して監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで、内部統制の維持・改善を図っております。また、内部監査担当者は監査役と内部監査結果を共有し、適宜情報交換を行っており、効率的な監査が実施できる体制構築に努めております。

- ④ 当社グループは、コンプライアンスの遵守、リスク管理体制の構築のために、全社組織や業務に係る社内規程、マニュアルを整備し、それらに沿った運用を行っております。また、代表取締役を委員長として、経営会議メンバー(常勤取締役、常勤監査役、各チームリーダー)が出席するコンプライアンス・リスク委員会を四半期に1度開催しております。同委員会

ではコンプライアンス・リスク事案の発生状況等が報告され、情報の共有、意見交換、問題が発生した場合の対応策の協議が行われております。リスク管理については、想定されるリスク及びその兆候について確認し、対応を検討しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から)
(2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	1,000	－	864,238	865,238	3,170	868,408
当連結会計年度変動額						
新株の発行	20,898	20,898		41,796		41,796
親会社株主に帰属する 当期純利益			87,339	87,339		87,339
当連結会計年度変動額合計	20,898	20,898	87,339	129,135	－	129,135
当連結会計年度末残高	21,898	20,898	951,578	994,374	3,170	997,544

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 Tak a Trade 株式会社

当連結会計年度において、Tak a Trade 株式会社（旧 Pos t Prime Trading 株式会社）を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
当社が運営するSNS「PostPrime」において、プライムクリエイター（当社の審査をクリアした収益機能を利用している一部のユーザー）に対して支払うロイヤリティについて、当連結会計年度末時点で、将来の対価として見込まれる額を計上しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 4年～5年

③ 重要な引当金の計上基準

コイン引当金

当社が運営するSNS「PostPrime」において、登録ユーザーに付与したコインの利用に備えるため、当連結会計年度末時点で、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービス

当社が運営するSNS「PostPrime」において、ユーザーは無料で文章や画像、音声、動画、ライブ配信を投稿できるとともに、他のユーザー等の投稿を視聴・閲覧することができます。

投稿の視聴・閲覧については、無料で視聴・閲覧できるものと、有料で視聴・閲覧できるものがあります。

ユーザーが有料で視聴・閲覧するためには、一定の期間に対応する料金を支払う必要があり、その支払によって、当社は当該一定の期間にわたりユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスを提供するという履行義務を負うこととなります。

ユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスについては、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

ロ. SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で特典などを受けることができるサービス

当社が運営するSNS「PostPrime」において、ユーザーは「メンバーシップ」というサービスに申し込むことによって、投稿の視聴・閲覧についてユーザーが有料で視聴・閲覧するための支払にあたり、グレードに応じた割引が受けられる他、ユーザーによる株式指数等に関する予想の投票を集計した結果について、グレードに応じて、より有利な情報を閲覧できるという特典などを受けすることができます。

「メンバーシップ」は、支払に応じた一定の期間においてユーザーが特典を受けることができるサービスであり、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

ハ. アフィリエイト広告等

当社が運営するSNS「PostPrime」その他において、当社はアフィリエイト広告等によって広告収入を得ています。

アフィリエイト広告とは、広告主がアフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）と呼ばれる仲介業者を通じて、ウェブメディアの運営者等に対して広告を出稿し、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるというインターネット広告の一形態です。

当社は、SNS「PostPrime」その他において、アフィリエイト広告の出稿を受けておりますが、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるという仕組み上、アフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）等による成果条件達成についての認証等が完了した時点で、履行義務が充足されることから、その履行義務が充足される時点で収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上することとしております。

当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社が運営するSNS「PostPrime」において、登録ユーザーに付与したコインの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をコイン引当金として計上することとしております。

前事業年度までは、コインを付与するというサービスが開始されてからの期間が短かったこともあり、コイン失効の実績データが不足していたため、コイン残高の全額を計上していましたが、当連結会計年度において、コイン失効の実績データが十分に把握可能となったため、コイン残高の全額からコイン失効の見込額を控除した金額を計上する方法に変更いたしました。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,514千円増加しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	5,945千円
----------------	---------

5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	10,101,100株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,352,900株
------	------------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業に必要な資金は自己資金を充当しております。

資金運用に関しては、資金運用管理規程に基づき、資金運用方針を当社の取締役会で決議し、その範囲内で行うものとしており、余裕資金について上限を設定して、一部を米ドル建ての安全性の高い金融商品で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

預け金は、そのほとんどが決済サービス会社に対するものであり、当該決済サービス会社の信用リスクに晒されております。

有価証券は、資金運用管理規程に基づき、米ドル建ての安全性の高い金融商品で運用しており、満期保有目的の債券とMMFを保有しております。債券については発行体の信用リスクに加えて、金利リスク、市場価格の変動リスクにも晒されており、それら債券等を対象として運用されているMMFも同様のリスクに晒されております。さらに、米ドル建ての債券とMMFであることから、為替の変動リスクにも晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務は流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引先別に期日及び残高を管理しており、これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券について、資金運用管理規程に基づき、当社の取締役会で決議される資金運用方針において、満期保有目的の債券は信用力の高い発行体によるものに限定し、MMFも安全性の高いものに限定することにより、市場リスクの低減を図っております。

また、当該資金運用方針において、余裕資金の中でも、さらに運用額の上限を設定することにより、当社グループ経営への悪影響がある場合でも、その悪影響を一定範囲内に抑えるようにしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	43,161	43,161	－
資産計	43,161	43,161	－

- (*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「有価証券」勘定に含まれるMMF、「預け金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	43,161	—	—	43,161
資産計	43,161	—	—	43,161

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

国債は相場価格を用いて評価しております。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	金融・経済情報 プラットフォーム事業	取引プラットフォーム 事業	
一時点で充足される履行義務	142,160	—	142,160
一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等	755,218	—	755,218
顧客との契約から生じる収益	897,378	—	897,378
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	897,378	—	897,378

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項

④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	25,276
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	22,559
契約負債（期首残高）	173,333
契約負債（期末残高）	139,462

契約負債は、当社が運営するSNS「PostPrime」においてユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービス及び「メンバーシップ」のうち、当連結会計年度ではなく、翌連結会計年度以降の期間に対応する収益であり、連結貸借対照表上も「契約負債」として計上しております。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債は、当連結会計年度において履行義務を充足する前に顧客から対価を受け取ったことにより増加し、顧客から受領していた対価について未充足であった履行義務を当連結会計年度に充足し、収益を認識したことに伴い減少しております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、173,333千円であります。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産	98円44銭
(2) 1 株当たり当期純利益	8円65銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,000	－	－	864,238	864,238	865,238	3,170	868,408
当期変動額								
新株の発行	20,898	20,898	20,898			41,796		41,796
当期純利益				206,174	206,174	206,174		206,174
当期変動額合計	20,898	20,898	20,898	206,174	206,174	247,970	－	247,970
当期末残高	21,898	20,898	20,898	1,070,413	1,070,413	1,113,209	3,170	1,116,379

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

当社が運営するSNS「PostPrime」において、プライムクリエイター（当社の審査をクリアした収益機能を利用している一部のユーザー）に対して支払うロイヤリティについて、当事業年度末時点で、将来の対価として見込まれる額を計上しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年～5年

(3) 引当金の計上基準

コイン引当金

当社が運営するSNS「PostPrime」において、登録ユーザーに付与したコインの利用に備えるため、当事業年度末時点で、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービス

当社が運営するSNS「PostPrime」において、ユーザーは無料で文章や画像、音声、動画、ライブ配信を投稿できるとともに、他のユーザー等の投稿を視聴・閲覧することができます。

投稿の視聴・閲覧については、無料で視聴・閲覧できるものと、有料で視聴・閲覧できるものがあります。

ユーザーが有料で視聴・閲覧するためには、一定の期間に対応する料金を支払う必要があり、その支払によって、当社は当該一定の期間にわたりユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスを提供するという履行義務を負うこととなります。

ユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスについては、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

② SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で特典などを受けられることができるサービス

当社が運営するSNS「PostPrime」において、ユーザーは「メンバーシップ」というサービスに申し込むことによって、投稿の視聴・閲覧についてユーザーが有料で視聴・閲覧するための支払にあたり、グレードに応じた割引が受けられる他、ユーザーによる株式指数等に関する予想の投票を集計した結果について、グレードに応じて、より有利な情報を閲覧できるという特典などを受けることができます。

「メンバーシップ」は、支払に応じた一定の期間においてユーザーが特典を受けられることができるサービスであり、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

③ アフィリエイト広告等

当社が運営するSNS「PostPrime」その他において、当社はアフィリエイト広告等によって広告収入を得ています。

アフィリエイト広告とは、広告主がアフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）と呼ばれる仲介業者を通じて、ウェブメディアの運営者等に対して広告を出稿し、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるというインターネット広告の一形態です。

当社は、SNS「PostPrime」その他において、アフィリエイト広告の出稿を受けておりますが、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるという仕組み上、アフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）等による成果条件達成についての認証等が完了した時点で、履行義務が充足されることから、その履行義務が充足される時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上することとしております。

当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更にに関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで有形固定資産の各項目に対する控除項目として区分掲記しておりました有形固定資産の「減価償却累計額」は、表示の明瞭性を高めるため、当事業年度より有形固定資産の各項目から直接控除して表示しております。

なお、当事業年度における有形固定資産の「減価償却累計額」は、「5. 貸借対照表に関する注記 (1) 有形固定資産の減価償却累計額」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社が運営するSNS「PostPrime」において、登録ユーザーに付与したコインの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をコイン引当金として計上することとしております。

前事業年度までは、コインを付与するというサービスが開始されてからの期間が短かったこともあり、コイン失効の実績データが不足していたため、コイン残高の全額を計上しておりましたが、当事業年度において、コイン失効の実績データが十分に把握可能となったため、コイン残高の全額からコイン失効の見込額を控除した金額を計上する方法に変更いたしました。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,514千円増加しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,945千円
--------------------	---------

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	43,559千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費

37,226千円

営業取引以外の取引高

20,800千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウェア	26,212千円
工具、器具及び備品	1千円
未払事業税	823千円
一括償却資産	389千円
コイン引当金	93千円
労働保険料	137千円
繰延税金資産合計	27,657千円
繰延税金資産の純額	27,657千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権 等の所有(被 所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Taka Trade 株式会社	東京都 港区	250,000	取引プラ ットフォ ームの調 査及び運 営	所有 直接 100.0	人員の 出向 経営指導 経費等の 立替 出資の 引受 役員の 兼任	出向者 人件費の 受取 (注) 1	36,968	未収入金	24,700
							経営指導料 の受取 (注) 2	20,800		
							経費等の 立替	—	その他 (流動資産)	18,858
							出資の引受 (注) 3	500,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 出向者に係る当社における人件費相当額に基づいて決定しております。
2. 業務内容を勘案し、協議の上決定しております。
3. TakaTrade株式会社（旧 PostPrime Trading 株式会社）の設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産	110円21銭
(2) 1 株当たり当期純利益	20円42銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。